平成２８年（フ）第６０号
静岡県駿東郡長泉町下土狩1232番地の１
債務者　株式会社智行
代表者代表清算人　下山　克巳
１　決定年月日時　平成28年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　南條　　潤
４　破産債権の届出期間　平成28年４月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月１日午前10時
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１９号
茨城県水戸市笠原町1032番２
債務者　ビート株式会社
代表者代表取締役　飯島　秀男
１　決定年月日時　平成28年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　木名瀬修一
４　破産債権の届出期間　平成28年４月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月10日午前11時
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第７号
大分県佐伯市野岡町１丁目９番22号
債務者　株式会社共栄電工
代表者代表取締役　戸高　達雄
１　決定年月日時　平成28年３月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　内田　精治
４　破産債権の届出期間　平成28年４月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月７日午後３時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第８７号
福岡市博多区昭南町２丁目２番12号
債務者　重松　祐司
１　決定年月日時　平成28年３月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大津　啓二
４　破産債権の届出期間　平成28年３月29日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月13日午後２時30分
６　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３０号
岡山県総社市門田98番地１
債務者　森山　啓子（旧姓藤田）
１　決定年月日時　平成28年３月７日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　上田　　優
４　破産債権の届出期間　平成28年４月21日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月16日午前10時
６　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第３７号
宮城県多賀城市高崎１丁目４番29号
債務者　石沢　七郎
１　決定年月日時　平成28年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松尾　　大
４　破産債権の届出期間　平成28年４月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月20日午前10時40分
６　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２１号
三重県鈴鹿市岸岡町589番地の６　社会福祉法人ジェイエイみえ会生活訓練事業所さんさん、前住所三重県鈴鹿市岸岡町589番地の２鈴鹿厚生病院
債務者　髙田　美奈
１　決定年月日時　平成28年３月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　庄司　正樹
４　破産債権の届出期間　平成28年４月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月20日午前10時45分
６　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第５０８号
岡山市南区中畦912番地
債務者　三宅　理加
１　決定年月日時　平成28年３月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　篠岡　丈記
４　破産債権の届出期間　平成28年５月６日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月７日午前11時
６　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２０４号
福岡市中央区鳥飼３丁目２番５―203号、前住所福岡市中央区今川２丁目９番11号
債務者　洞　　吾一
１　決定年月日時　平成28年３月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐田　洋平
４　破産債権の届出期間　平成28年４月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月19日午前10時
６　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２０５号
福岡市中央区草香江２丁目14番９―306号
債務者　洞　　寛二
１　決定年月日時　平成28年３月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐田　洋平
４　破産債権の届出期間　平成28年４月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月19日午前10時
６　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第９号
宮城県柴田郡村田町大字沼辺字赤沼161番地の１
債務者　森　富士雄
１　決定年月日時　平成28年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小野　浩一
４　破産債権の届出期間　平成28年４月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月１日午前10時
６　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２８年（フ）第１０号
岐阜県可児市塩河3523番地１、前住所岐阜県美濃加茂市蜂屋町伊瀬546番地33
債務者　吉田　　覚
１　決定年月日時　平成28年３月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　冨田　武生
４　破産債権の届出期間　平成28年４月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月17日午前11時
６　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２８年（フ）第２２４号
名古屋市西区笹塚町１丁目31番地（炭家笹塚Ｃ号）
債務者　水上　哲秀
１　決定年月日時　平成28年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　梅村　明男
４　破産債権の届出期間　平成28年４月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月７日午前10時15分
６　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３５２号
盛岡市北天昌寺町14番68号
債務者　寺岡　貞吉
１　決定年月日時　平成28年３月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　遠藤　大介
４　破産債権の届出期間　平成28年４月１日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月27日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
盛岡地方裁判所第２民事部